

認している。

処分場からの、浸出水による公共水域の汚染防止策を中心に、関係者はもとより将来不安の残らない方法で措置を講ずる必要があると考える。

今後、香南清掃組合の構成員として、適正な処分場の在り方について組合で協議し、不安払拭に努めていく。

携帯電話エリア拡大はどうなった

門脇二三夫議員

Q このことについては、昨年の定例会で質問したところであるが、本年初め市長、企画課長担当職員が携帯電話会社を訪問し、通話エリア拡大について要請したと聞く。その結果について問う。

濱田企画課長

A 一月にNTTドコモ四国高知支店を訪問し、別府地区への鉄塔施設整備の要請をした。この際、NTTドコモとしてはFOMAエリア拡張のため、精力的に鉄塔施設の整備を行っており、別府地区についても整備計画を有している。建設時期は未定だが、整備に向けて調整中であるとの見解が示された。現時点での状況としては、別府地区周辺に無線鉄塔を整備する予定であり、用地選定作業中であるとのこと。なお、当該整備によっても別府地区に至る物部川沿いの地域のすべての不感地帯解消は困難であるが、広範囲の地域での利用が可能になる見通しであるとの見解も示された。

県の合併構想を問う



大岸真弓議員

Q 合併して一年以上が経過した。市長に次の点を問う。

- ① 合併のもたらした影響をどのように総括しているか。
- ② 県から一方的に高知県を六つに分けた合併構想が示された。合併の枠組みや、合併するかどうかは、県が押し付けるものでなく、住民が決めることだとのスタンスに立つか。また、その前に平成合併の検証を十分に行うことが先決ではないか。
- ③ 県は道州制もにらんで、「合併ありき」のスタンスで強力に働き

かけてくることが予測される。市長としてどのように臨んでいくか。

門脇市長

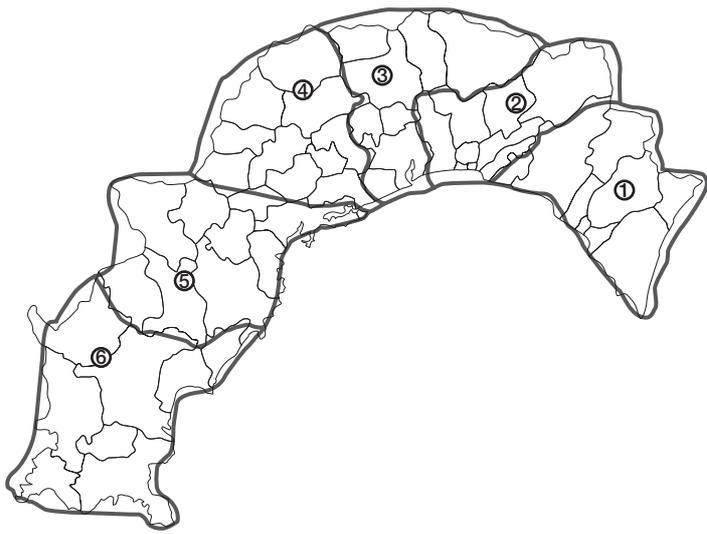
A ① 合併の目標は行政サービスの維持、安定的な行財政運営である。現在は合併の効果があらず、反映されるものではなく、新市への移行ができた段階であると思う。今後も安定的な行財政運営とまちづくりに取り組み、合

併の目標達成、本市の発展になるよう考えていく。

② 説明会では合併は国や県が押し付けるものではないとあり、本市としても住民との合意によってなすべきものだと考える。指摘の合併検証については当然必要であると考えて。

③ 今回の合併は県の積極的な働きかけが予測される。全体的な流れを見通しながら、合併の検証や広域行政の検討が大切である。

④ 合併構想は目標であり決定ではないが、地域の特色を生かした施策の実現、合併後もその機能を担う施設が必要である。現庁舎には耐震問題があり、大規模災害発生時に機能が果たせるかどうかの疑問もある。予算等も含めて慎重に審議をする必要があり、今後とも検討を深めて庁舎建設に向けて取り組んでいきたい。



県の合併構想案

妊婦健診、不妊治療費助成の拡大を

大岸真弓議員

Q 少子化対策として国は、妊婦健診や、不妊治療への公費助成拡大のため、交付税措置を行った。仕事忙しいことや費用の面などから、健診を抑制する例が増えていく。本市の現在の公費助成は二回だ。母子保健の面からも国の指導通り最低五回は助成すべきでないか問う。

また、不妊治療は女性にとって身体的・精神的に負担が多く根気のいる治療だ。高額のためスタートラインにすらつけない人もいる。支援を拡充すべきだ。見解を問う。

岡本健康づくり推進課長

A 本年一月、厚生労働省より「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」通知があった。それによると、妊娠、出産を迎える上で最低限五回程



市内産婦人科

度の公費負担の実施が原則と考えられることとある。本市では、公費負担で現在二回実施している妊婦健康診査を五回に拡充する方向で検討している。実施時期は、財政課等とも協議し、早期の実施を図りたい。

不妊治療の負担軽減については、県で「特定不妊治療費助成制度」を実施している。保険対象外の体外受精治療と顕微受精治療が助成対象で、本年度から一年度あたり二回まで、一回の限度額が二十万円に拡充した。本市として単独助成の検討はしていないが、少子化対策は重要課題であり、今後関係課等とも積極的施策について協議していきたい。

行政の多重債務者への対応の多重債務者への問う



片岡守春議員

Q 昨年十二月に貸し金業法が改正され二〇〇九年をめだに出資法の上限金利を現在の二九・二パーセントから利息制限法の上限金利

と同水準の二〇パーセントにさげる。グレーゾーン金利が廃止される。改正法では自治体にも多重債務者に対し支援が求められている。消費者金融利用者は、千四百万人おり、その内、多重債務者は二百三十万人いる。二百万人が解決の方途を見つけられず家庭崩壊・自殺・犯罪危機の渦の中で、もがいてい

る。このため有識者会議の提言も債務の整理や生活再建に向け相談ができる態勢の強化を柱に据えている。本市での相談窓口の設置に対する取り組みと研修並びに市民への広報活動を問う。

高橋商工観光課長

A 本市においては、現在多重債務問題を扱う専任者を置いた常設相談窓口ではないが、金融庁が作成した「多重債務相談マニュアル(案)」に従って商工観光課で取り組んでいる。今後、国の動向と合わせて、相談や予防指導を行うなど専任者を置く窓口を検討していく。

また、多重債務を専門とした研修会にも参加し学習しており、本年度には一般住民対象に「多重債務」に関する専門家の講演を実施する。さらに、行政

「農地・水・環境保全向上対策」を問う

片岡守春議員

職員の研修にも位置づける。なお、パンフレットの配布や広報誌・ホームページでも広く住民に周知していく。

Q この事業は品目横断対策の担い手を限定するのに対し、農地や農業用水等を社会資本として集落ぐるみで保全する活動を援助し、農地の荒廃や環境の破壊を防ぐ目的である。集落で協定を結ばば十アール当たり水田で四千四百円、畑で二千八百円、草地で四百円を支援する。中山間直接支払いと重複して受けられ、米の生産調整の実施を条件としない等、有利な事業と思う。本市での現状と事業が進まない問題点は何か。事業についての周

知は十分か問う。

宮地農政課長

A 実施状況は二地区で面積四十四ヘクタール、参加者百五名、新規地区は二十一ヘクタール五十名である。課題となった煩雑な事務手続きは、簡素化も図られたが活動母体の組織づくりや国制度の動向、経費の負担割合、中山間直接支払制度との重複等、いくつかの未確定な部分の状況の中で、混乱を招かないよう考慮した。この事業の課題がいかに地域の足並みを先導するかが重要であり、まず、広報誌で問い合わせや集落の説明要請に対応する体制を進める。これからも確実な情報を収集し混乱を招かないように努めていきたい。

新たな合併構想と庁舎建設について



千頭洋一議員

Q 県は、本年三月「高知県市町村合併推進構想」を作成し、五月二十日橋本知事による物部川流域ブロックでの説明会が開かれた。その構想は、二〇一五年ごろを目途に県内を六ブロックの基礎自治体に再編するもので本市・香南市・南国市の三市合併構想であった。そのような状況下で次の点について問う。

① 今回の合併構想について所見を問う。

② 新庁舎建設計画が進行中であるが、今一度規模等の見直しの考

えはないか。

③ 合併協定書・協議確認事項を周知しての庁舎建設委員会・位置検討委員会で協議されていると考えるが、議事録等資料の提供をしているか。合併後、概ね五年以内の建設は危惧されるが今後の審議・見直しを問う。

門脇市長

A ① 新たな合併は地域の生き残りをかけた県の方針、体力ある自治体づくりのための構想だと認識する。本市は発足したばかりであり、合併の成果が問われる段階である。当面の間は合併の成果を上げる努力と合併効果の検証が必要であると考ええる。

② 今後の自治体運営では地域の特色を生か

した政策、施策の実現が重要である。地域を担う施設が必要であると認識しており、庁舎建設は予定どおり進めさせていきたい。

③ 庁舎建設委員会等の皆さんには合併協議の内容について説明をしている。

「概ね五年以内」という部分は、こうした合併協議の中で検討を進めており、これを一つの目標として進めていくことが私たちに課せられた責務である。

高知テクノパークのシテイセールズ等は

千頭洋一議員

Q 雇用機会確保の目玉として、高知工科大学との教育・研究機関と連携し立地環境を活かした高知テクノパークが平成十六年分譲開始、七区画の内、四区画が分譲済み。行政・執行部共々進出企業と

した政策、施策の実現が重要である。地域を担う施設が必要であると認識しており、庁舎建設は予定どおり進めさせていきたい。



高知テクノパーク

の情報交換・シテイセールズ・企業誘致等を積極的に行い、残る三区画の早期分譲を期待する。

誘致活動は、県と共に情報を密にとりながら推進しているが、現在新たな企業進出の情報はない。

高橋商工観光課長

A 高知テクノパークは、高知県が事業主体

しかし、早期に企業誘致をし、地元雇用の確保、地域発展に努めなければならない。提

案の執行部や議会と進出企業との交流等の機会をつくり、人材確保や優遇措置などのシテイセールスを前向きに進めたい。
また、地域に密着し

市有林の今後の手入れについて問う



竹内俊夫議員

Q 本市の面積の八〇%以上が山であり、ほとんどが一〇齢級（五〇年生）の山林である。

個人の所有する山は、森林組合の事業で植林・除伐・間伐等ができ、土の流失防止・保水力等の成果がはじめている。
約八〇〇ヘクタール

た企業となっていた。たために、相互情報提供や企業の要望を聞くなどアフターケアについても、県と定期的な企業訪問を実施する。

ある市有林の手入れは今後、どのように進めていくか問う。

吉村財政課長

A 本市の市有林については、物部地区等は森林組合に委託して手入れ・管理が進んでいるが、管理が行き届いていない市有林も多々ある。

香北地区内では、十八年度から五年間、株式会社ルネサステクノロジの協力を得て、「協働の森づくり」として市有林の間伐・植林を行うこととしている。本市は広大な市有林



住家防災（香北町）

を持つているが、できる限り、順番に手入れ・管理を進めていき、林家の二本になるような市有林になることを心掛けていきたい。

住家防災工事後の取り組みは

竹内俊夫議員

Q 中山間地が多い本市は急傾斜地が多く、夏の集中豪雨や台風等で災害のおきやすい所が多い。特に、南向きの斜面には危険な所がある。今まで市内で住家防災工事が行われている。

今後、市として危険箇所の巡回、地区決定等どのように行うか問う。

中井建設都計課長

A 本市では雨季に入るこの時期に防災対策課を中心にして、防災パトロールを行って危険箇所を巡回調査して

いる。これまで調査した箇所や要望のあった箇所については、予算の許す範囲で危険箇所等の解消を図っている。

地域活性化策への対応は



大石綾子議員

Q 国が新たに創設した地域活性化施策は「地域のやる気、知恵と工夫を引き出し、地域が自ら考え、挑戦する取り組みを支援する」という新しい手法である。

多くの支援策があり、「輝き・やすらぎ・賑わいのまちづくり」への具体的構想として、「地域力」「住民力」の発掘支援のためにも取り組

県土木事務所等と協議して危険度が高く、それぞれの事業採択の基準に合えば対応していきたい。

みが必要と思うが見解を問う。

門脇市長

A 地域活性化施策は地域自らの自発的活性化を応援するという方針で、多くのメニューがある。これには従来取り組んでいる施策も適用になり、活用できるものは大いに活用する必要があると認識している。

しかし、厳しい環境の中で予算をつける体力がなく自治体があることも政府は認識する必要があるとも考える。こうした変化の中で、これからは自治体の浮



地域おこしの集い

沈をかけた競争の時代となる。知恵とやる気のある自治体に差が生じてくることも認識をし、今後の行政運営に取り組み必要があると思う。

まちづくりは市民とともに

大石綾子議員

Q 頑張る地方応援プログラムとして「頑張りの成果」を交付税の算定に反映される施策

である。本市には、地域の歴史・文化・自然環境を活かしたまちづくり実施の素材が多くあると思う。庁舎内ではこれらの施策について、意識づけや検討はどのようにされているか。

また、取り組みの方法として総務省では、地域活性化の専門家が各地域に向き、地域の人々と一緒に具体策を探る「地域活性化応援隊」派遣制度を創設している。

国が支援する施策の情報や市民に提供し、地域の人々と共に取り組みまちづくりのためにも派遣制度の活用を考えてはどうか。

濱田企画課長

A 頑張る地方応援プログラムは本年度から三年度に「地域の特徴を活かした独自の具体的成果」を策定し、住民に公表したプロジェクトを総務省のホームページ上に公表することにより、経費の一般財源部分に年間最高三千万円の特別交付税が交付される。各課に照会したが応募がなく、企画課において選定した「森林整備事業」と「有害鳥獣被害対策事業」をプロジェクトと位置づけ、市のホームページに掲載すると共に、国に応募した。本市ではこれまでも議会との協働作業により、政を進めてきており、

今後も学習会などにも積極的に取り組んでいく。

「地域活性化応援隊」は七月以降に説明会の

開催を県が予定しており、それを受けた後に職員に周知し、今後の利用や取り組みを進めたい。

新庁舎建設への取り組みに合併協議会の意思は反映されているか



小松紀夫議員

書の文言のみを尊重するような考え方があるように感じる。このことについて市長の考えを問う。

Q 合併協定書の調整方針と、それに付随する協議内容や確認事項は、本市の行政運営の根幹と考える。このことを踏まえ、新庁舎建設について問う。

- ① 合併協議会での確認事項等は、協定書に記載されていない部分についても、新市において同様に尊重されなければならぬと考えるが、執行部には、協定
- ② 合併協議会の中で、「新庁舎の位置に関しては、旧三町村同数の委員によって検討する」と確認されているにも関わらず、当初に設置された庁舎建設委員会は、旧三町村同数の委員ではなかった。その理由を問う。
- ③ 現在設置されている委員会の中で、先の合併協議会での新庁舎建設に関する協議内容を認識している委員は、何名いるのか。
- ④ 合併協定書には、

「合併後、概ね五年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設する」となっているが、本格的に検討が始まった現在、すでに一年あまりが経過している。五年以内に固執しすぎると拙速な議論になりはしないかと危惧する。市長の考えを伺う。

門脇市長

A ① 合併協定書及び合併協定に至った協議の遵守は基本にあるべきものと認識している。協定はそれまでの協議等があつて結ばれるものであり、その過程は重視しなければならぬ。しかし年月が経過し、さまざまな変化も起こっている。この対応は、地域審議会のご意見も聞きながら、住民の理解が得られるよう説明責任を果たしていく。

② 庁舎建設委員の推薦は、地域審議会に依



庁舎建設委員会

頼して同数で選任した。要件はクリアしている」と認識していた。その後市全体の意見を聞く必要から執行部、議会、専門家に加わっていた。旧町村同数の委員数ではないとの議論もあった。その後旧町村同数の位置検討委員会を設立したというのが経過である。

③ 庁舎建設委員会等の中で合併協議会にもいた委員は、庁舎建設委員会等で四名、位置検討委員会等で二名である。両委員会の皆さんには合併協議の経過、内容を説明しており、理解をいただいているものと解している。

④ 合併協定事項は尊重されなければならない。財政計画でも協定事項の実現が挙げられており、振興計画も合併協定書にある内容をベースとして作成している。現在は五年以内の庁舎建設を目標に事務を進めている。

一般会計より国保会計に繰り入れを



久保信彦議員

Q 二〇〇一年十二月、新しい基盤の強化として合意された国保安定化支援事業は、保険基金安定制度による財政支出が多い自治体の国保や、六十歳以上の、退職者でもない老人保険などない高齢者の国保などに対して財政支援する制度である。
二〇〇六年頃の事務打ち合わせでは、一般会計から繰入額が算定額よりも少ない額となっていた。また、財政安定化支援事業の趣旨を十分理解し適正な処理を行うように」とある。
このことについて次

のことを問う。

① 二〇〇七年度予算では、国保財政安定化支援事業の算定額はいくらか。

② 適正に繰り入れして、円滑な国保事業の運営を期すべきではないかを問う。

吉村財政課長

A 交付税は、その団体に必要とされるさまざまな支出項目が理論上計算され、総合して一般財源として交付されるものであり、交付税へ算入するということは、市の裁量で支出することになる。
国保財政安定化支援事業に係る経費も、同様に算入されているが、市一般会計と国保会計の財政状況を勘案しながら、必要な支出はしていくということになる。

選挙投票入場券を変更にしている

久保信彦議員

Q 本市では、選挙投票入場券が「有権者一人ひとりに郵送」されてくる、高知市、南国市では「ハガキ一枚に四名まで印刷して郵送」し、それをハサミで切り取り、投票所を持っていく方式をとっている。本市も、このようなか見解を問う。

鍵山総務課長

A 合併前の土佐山田

町では、約十年くらい前まで最大四枚のハガキをワンセットに印刷したシーラタイプの入場券を配布していた。しかし切り取りが不便であることや、一人が家族の分まで投票所に持って行ったりすることがあったため、一人一枚の入場券に変更している。入場券が無くても投票はできるが、無いと投票に行かない場合も考えられ、今後においても選挙人の利便のために一人一枚の入場券を配布するように考えている。



入場券

市民の年金への不安解消に支援を



山崎龍太郎議員

市民からの問い合わせへの対応策を問う。

岡本保険課長

Q 政府は年金問題で国民に不利益を与えているなか「国民年金保険料の滞納者から国保証を取り上げ短期被保険者証を発行する」という方向を示している。全く別制度にてのペナルティーは全国、二百万人に及ぶ。この問題に対しての見解と課内での準備状況を問う。

「消えた年金」問題では国民年金記録の手書き台帳の写しを、希望者に無料で交付するサービスを始めている自治体がある。本市の納付台帳の保管状況と、

A 法案可決後に、市町村の条例などの準則が国から示されたり、国や県の指導があると思う。質問のとおり国民年金の制度と国保の制度は別物であるので、市町村の判断・裁量の範囲内であれば、切り離して考えていく。つまり、国民年金保険料を滞納しているからといって、国保の通常の保険証を発行できる方に対して短期被保険者証を発行したり、資格者証にして発行することはできないと考える。

国民年金の納付台帳の原本は廃棄していないので、旧三町村分すべて残っている。対応は基本的には社会保険

庁で行っているが、市役所へ電話あるいは、来庁があれば分かる範囲内で市役所保険課年金係で対応している。また、不明分についてはその時に社会保険庁への問い合わせも代理で行っている。

香美市高等学校等奨学金制度の充実を

山崎龍太郎議員

Q 本制度は経済的理由からの就学困難者に対し、一定の役割を果たしてきた。しかし、



県立山田高等学校

格差社会が広がっている今日、本制度を充実させ給付にとどまらず、貸与についても検討すべきと考える。以下について問う。

① 本制度の実績について。

② 高等学校卒業後の進路状況、他の奨学金の利用状況について。

③ 専修学校への入学生は、本制度は対象外である。対策について。

④ 当面の財政負担はあっても後年度、返還される奨学金貸与の一項を本制度に盛り込んで、充実させる方向について。

和田学校教育課長

A ① 実績については、平成十七年度に、十八人が利用、奨学金給付額二百三十三万二千円。平成十八年度は、二十人が利用、奨学金給付額二百四十七万二千円となっている。

② 高等学校卒業後の

進路状況については、把握できていない。高知県高等学校等奨学金制度を平成十八年度に九人が利用しているが、他の奨学金制度の利用状況については、把握できていない。

③ 専修学校入学生に対する対応については、まず、専修学校への進路状況等の把握に努める。

④ 今後は、さらに本市の奨学金給付制度の周知を図り、利用してもらうように努める。本市の制度を利用しながら、合わせて日本学生支援機構や高知県等の奨学金制度を効果的に活用することも伝える。

